

事業系一般廃棄物の缶・びんの 分別方法の変更について

平成31年4月から生活系廃棄物の出し方が変更になり、 空き缶・空きびんのフタは燃やせないごみとして、別に分け て出していただ〈こととなりました。(下記参照)

この変更に伴い、事業系一般廃棄物につきましても、平成31年4月から従業員の飲食に伴う空き缶・空きびんのフタは事業系一般廃棄物の不燃物として別に分けて出してしていただくようにお願いします。

家庭への配布ちらし(抜粋)



平成31年4月から、フタは事業系一般廃棄物(不燃物)として別に分けて出して〈ださい。(資源物ではないため、処理手数料は有料となりますので、ご了承〈ださい。)

【事業系一般廃棄物の収集運搬許可業者のお問合せ先】

お問合せ先	電話番号
宮崎市環境部廃棄物対策課	0985-21-1763

< 備考 > 宮崎市ホームページで閲覧できます。 ホーム > 〈らし・手続き > ごみ・環境 > 事業系ごみ

お問合せ先

宮崎市環境部廃棄物対策課 TEL 0985-21-1763